

那珂市緊急事業継続給付金（農業者向け）申請書の記入方法

※数値は参考例です。

「2 売上及び減少率」のA欄

R2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
売上	100万円	100万円	100万円	100万円	51万円								

R2年1月から12月までのうち、売上が減少した任意の月を選択します。
R2年5月の売上を選択した場合、51万円なのでA欄に「510,000円」と記入します。… (A)

「2 売上及び減少率」のB欄

R1年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
売上	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	1,200万円

年間事業収入を12（月数）で割り、選択した任意の月の前年同月の売上を調べます。
前年同月であるR1年5月の売上は100万円なので、B欄に「1,000,000円」と記入します。… (B)

「2 売上及び減少率」のC欄

減少率は、 $\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$ により算出します。

(A) は51万円 (B) は100万円 であるため、
 $\frac{100万円 - 51万円}{100万円} \times 100 = 49 (\%)$ となりますので、C欄に「49%」と記入します。

減少率が20%以上50%未満の場合のみ、那珂市の給付金の対象となります。

「1 給付金交付申請額」の欄

交付申請額は、
 $前年度事業収入 - (A) \times 12$
により算出します。

前年度事業収入は1,200万円
(A) は51万円 であるため、
 $1,200万円 - 51万円 \times 12 = 588万円$
交付上限額は50万円であるため、
交付申請額には「500,000円」と記入します。
交付申請額が50万円に満たない場合は、
その額を記入します。

減少率が20%以上30%未満の場合は、
最大30万円が交付されます。

減少率が50%以上の場合

国の持続化給付金の対象となります。

お問い合わせ及び申請については、
インターネットで検索するか、
下記コールセンターまでお願いします。

【持続化給付金コールセンター】
☎0120-115-570